

横手市立図書館雑誌スポンサー制度実施要項

1. 目的

企業、商店その他の団体が購入し、市立図書館に提供し、及び当該雑誌スポンサーの情報を組み込んだ雑誌を市立図書館雑誌コーナーに配架する雑誌スポンサー制度を実施することにより、雑誌コーナーの充実を図り、市民の利用に供し、もってその教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする。

2. 雑誌の選定

雑誌スポンサー制度の対象となる雑誌は、市立図書館が選定する。

3. 雑誌スポンサーの対象

雑誌スポンサー制度の対象となる雑誌を提供する者（以下「雑誌スポンサー」という。）の対象者は、企業、商店その他の法人格を有する者とする。

4. 雑誌スポンサーの申込み

雑誌スポンサーになろうとする雑誌スポンサーの対象者は、横手市立図書館雑誌スポンサー申込書（様式第1号）を横手市教育委員会に提出しなければならない。

5. 雑誌スポンサーの決定

横手市教育委員会は、前項の規定による申込書を受け、適当と認めた場合は、当該申込みをした者を雑誌スポンサーに決定するものとし、横手市（以下「市」という。）は当該雑誌スポンサーに決定した者と覚書（様式第2号）を締結するものとする。

6. 雑誌スポンサーの期間

雑誌スポンサーの期間は、前項の規定による覚書を締結した日から当該覚書を締結した日の属する年度末までとする。ただし、期間満了の日の3箇月前までに市又は雑誌スポンサーのいずれかから書面による終止の申し出がない場合は、更に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

7. 提供する雑誌の代金の支払い

雑誌スポンサーは、提供する雑誌の購入額を負担し、市立図書館に納品する。

8. 雑誌スポンサーの広告の掲載

雑誌スポンサーの広告は、雑誌を配置する図書館の館長が指示する位置に掲載するものとする。

9. 掲載する広告の規格等

前項の雑誌スポンサーの広告は、広告を掲載する雑誌と同等のサイズで片面とし、雑誌スポンサーが作成する。

10. 掲載する広告の掲載基準等

広告の掲載基準は、次のとおりとする。

- (1) 法令等に違反し、又はそのおそれがあるものでないこと。
- (2) 公序良俗に反し、又はそのおそれがあるものでないこと。

- (3) 人権を侵害し、又はそのおそれがあるものでないこと。
- (4) 政治活動又は宗教活動に関するものでないこと。
- (5) 個人、団体等の意見広告を内容とするものでないこと。
- (6) 横手市の公共性及びその品位を損なうおそれのあるものでないこと。
- (7) あたかも市が推奨しているかのような誤解を与えるものでないこと。
- (8) 大げさな表現、根拠の無い表現又は射幸心を著しくあおる表現を含むものでないこと。
- (9) 医薬品等適正広告基準に抵触するものでないこと。
- (10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）の風俗営業又はこれに類する業種に関するものでないこと。
- (11) 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）第 2 条第 1 項の貸金業又はこれに類する業種に関するものでないこと。
- (12) 商品先物取引法（昭和 25 年法律第 239 号）第 2 条第 22 項の商品先物取引業又はこれに類する業種に関するものでないこと。
- (13) 事前に市と協議したものであること。
- (14) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたもの。

1 1. 広告の掲載期間

広告の掲載期間は、雑誌スポンサーが当該雑誌を提供し、市立図書館が配架した日から第 6 項の規定による雑誌スポンサーの期間の末日までとする。

1 2. 広告の内容の変更

雑誌スポンサーの広告の内容は、雑誌スポンサーの期間において、いつでも変更することが出来る。この場合において、第 10 項の規定を準用する。

1 3. 広告の内容に関する責任

掲載された広告の内容に関する一切の責任は当該雑誌スポンサーが負うものとし、雑誌スポンサーは第三者から掲載された広告の内容に係る苦情の申立て、損害賠償の請求等を受けたときは雑誌スポンサーの責任及び負担において解決しなければならない。

1 4. 雑誌スポンサーの配布用パンフレットの設置

雑誌スポンサーは、雑誌を配置した図書館に配布用パンフレットを置くことが出来る。

1 5. その他

この要項に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。